

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 卸売市場法(昭和46年法律第35号)  |
| 根拠条項    | 第13条の5  |
| 許認可等の種類 | 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可  |
| 法令の定め   | 第13条の5  |
| 審査基準    | 第一三条の五 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者又は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を地方卸売市場に転換することができる。 |
| 標準処理期間  | 総期間 14日(注: 休日は含まない。)<br>経由機関 日( )<br>協議機関 日( )<br>処分機関 14日( )   |
| 処分担当課   | 各(総合) 振興局産業振興部商工労働観光課   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号: 011-204-5341 (ダイヤル))   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>                                   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 卸売市場法(昭和46年法律第35号)  |
| 根拠条項    | 第55条、第56条、第57条  |
| 許認可等の種類 | 地方卸売市場の開設の許可  |
| 法令の定め   | 第55条、第56条、第57条  |
| 審査基準    | <p>第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定(法律、法律に基づく命令、条例又は業務規程に違反したとき)による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第1号又は前号に該当する者があるものであるとき。</p> <p>四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>五 業務規程の内容が法令(この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。)に違反するとき。</p> <p>六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。</p> <p>七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適當であると認められるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号(地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき)又は第三号(正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を中止したとき)の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。</p> |
| 標準処理期間  | 総期間 14日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 日( )<br>協議機関 日( )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 各(総合) 振興局産業振興部商工労働観光課   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号:011-204-5341(ダイヤル))   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsudoku.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsudoku.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 卸売市場法(昭和46年法律第35号)   |
| 根拠条項    | 第58条、第59条  |
| 許認可等の種類 | 地方卸売市場における卸売業務の許可  |
| 法令の定め   | 第58条、第59条  |
| 審査基準    | <p>第五十九条 都道府県知事は、前条第1項の許可(地方卸売市場における卸売業務の許可)の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>※第五十七条第一項</p> <p>一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定(法律、法律に基づく命令、条例又は業務規程に違反したとき)による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。</p> |
| 標準処理期間  | 総期間 14日(注: 休日は含まない。)<br>経由機関 日( )<br>協議機関 日( )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 各(総合) 振興局産業振興部商工労働観光課  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号: 011-204-5341(ダイヤル))   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 卸売市場法(昭和46年法律第35号)  |
| 根拠条項    | 第60条  |
| 許認可等の種類 | 地方卸売市場の廃止の許可  |
| 法令の定め   | 第60条  |
| 審査基準    | なし<br><br>※ 当該市場廃止後の地域住民、買受人等に及ぼす影響を勘案し、個々の申請について個別に判断する。   |
| 標準処理期間  | 総期間 14日(注: 休日は含まない。)<br>経由機関 日( )<br>協議機関 日( )<br>処分機関 14日( )   |
| 処分担当課   | 各(総合) 振興局産業振興部商工労働観光課   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号: 011-204-5341 (ダイヤル))   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 卸売市場法（昭和46年法律第35号）   |
| 根拠条項    | 第64条   |
| 許認可等の種類 | 業務規程変更の承認  |
| 法令の定め   | 第64条   |
| 審査基準    | 第六十四条<br>2 第五十七条第一項（業務規程に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認（業務規程変更の承認）について準用する。<br><br>第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可（地方卸売市場の開設の許可）の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。<br>五 業務規程の内容が法令（この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反するとき。 |
| 標準処理期間  | 総期間 4日（注：休日は含まない。）<br>経由機関 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 4日（ ）   |
| 処分担当課   | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤル））  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 北海道地方卸売市場条例(昭和46年条例第50号)  |
| 根拠条項    | 条例第6条の2第1項  |
| 許認可等の種類 | 地方卸売市場の営業に係る譲渡譲受の認可   |
| 法令の定め   | 卸売市場法第57条、第59条  |
| 審査基準    | <p>(条例)<br/>第6条の2<br/>5 知事は、第1項(営業の譲渡譲受の認可)又は第2項(合併の認可)の認可の申請が法第57条又は法第59条の規定に該当するときは、第1項又は第2項の認可をしてはならない。</p> <p>(法)<br/>第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。<br/>一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。<br/>二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定(法律、法律に基づく命令、条例又は業務規程に違反したとき)による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。<br/>三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。<br/>四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。<br/>五 業務規程の内容が法令(この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。)に違反するとき。<br/>六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。<br/>七 の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十条第二項第二号(地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき)又は第3号(正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を中止したとき)の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。</p> <p>第五十九条 都道府県知事は、前条第1項の許可(地方卸売市場における卸売業務の許可)の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するときは、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないとき、同項の許可をしてはならない。</p> |
| 標準処理期間  | <p>総 期 間 14日 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経 由 機 関 日 日 ( )</p> <p>協 議 機 関 日 日 ( )</p> <p>処 分 機 関 14日 ( )</p>   |
| 処分担当課   | 各(総合) 振興局産業振興部商工労働観光課   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号: 011-204-5341 (ﾀﾞｲヤﾙﾝ))   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 北海道地方卸売市場条例（昭和46年条例第50号）  |
| 根拠条項    | 条例第6条の2第2項  |
| 許認可等の種類 | 地方卸売市場に係る合併又は分割の認可  |
| 法令の定め   | 卸売市場法第57条、第59条  |
| 審査基準    | <p>(条例)<br/>第6条の2<br/>5 知事は、第1項（営業の譲渡譲受の認可）又は第2項（合併の認可）の認可の申請が法第57条又は法第59条の規定に該当するときは、第1項又は第2項の認可をしてはならない。</p> <p>(法)<br/>第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。<br/>一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。<br/>二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定（法律、法律に基づく命令、条例又は業務規程に違反したとき）による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。<br/>三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。<br/>四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。<br/>五 業務規程の内容が法令（この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反するとき。<br/>六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。<br/>七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号（地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき）又は第三号（正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を中止したとき）の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。</p> <p>第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の許可（地方卸売市場における卸売業務の許可）の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するときは、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないときと認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> |
| 標準処理期間  | <p>総期間 14日（注：休日は含まない。）</p> <p>  經由機関 日（ ）</p> <p>  協議機関 日（ ）</p> <p>  処分機関 14日（ ）</p>   |
| 処分担当課   | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ（電話番号：011-204-5341(ダイヤル)）  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）   |
| 根拠条項    | 第3条第1項（小売市場の許可）   |
| 許認可等の種類 | 小売市場（貸付、譲渡）の許可  |
| 法令の定め   | <p>1 小売市場相互間または小売市場と周辺小売商との間における過当な競争を防止するとともに、小売市場内のテナントの保護を図るため、政令指定地域（北海道：札幌市、旭川市）では、小売市場を許可制としている。</p> <p>（小売市場の定義）</p> <p>①一つの建物であって、②10以上の小売業が入居し、③そのうち政令指定物品（野菜、生鮮魚介類）を販売するものが含まれ、かつ建物内の店舗面積の大部分が50㎡未満に区分されているもの。</p> <p>2 許可等を要する行為<br/>建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売業に貸し付け、又は譲り渡す行為</p>   |
| 審査基準    | <p>第5条第1号～第5号（許可の基準）</p> <p>次の各号に認められる場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>1 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争が過度に行われることとなり、そのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。</p> <p>※ 「おそれ」の判断は基準距離を設定し判断 780m</p> <p>2 貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。</p> <p>※ 借家権利金を受領しないこと及び貸付条件又は譲渡条件が建築費などから見て適正であること。</p> <p>3 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないものであること。</p> <p>4 申請者が法人の場合においてはその法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当するものでないこと。</p> <p>5 申請者が許可の取消を受け、その日から1年を経過しない者であること。</p> |
| 標準処理期間  | <p>総期間 14日</p> <p>経由機関 2日（札幌市、旭川市）</p> <p>協議機関 10日（札幌市、旭川市）</p> <p>処分機関 2日（石狩振興局、上川総合振興局）</p>   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 石狩振興局産業振興部商工労働観光課（札幌市経由）<br>（電話番号：011-231-4111（内線）34-421 直通 011-204-5828）<br>上川総合振興局産業振興部商工労働観光課（旭川市経由）<br>（電話番号：0166-46-5943 直通 0166-46-5943）  |
| 問い合わせ先  | 同上処分担当課及び申請先  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |     |     |      |             |      |              |      |                   |
|---------|---|-----|-----|------|-------------|------|--------------|------|-------------------|
| 法令名     | 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）   |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 根拠条項    | 第7条第1項（変更の許可等）  |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 許認可等の種類 | 小売市場の変更の許可  |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 法令の定め   | <p>1 小売市場相互間または小売市場と周辺小売商との間における過当な競争を防止するとともに、小売市場内のテナントの保護を図るため、政令指定地域（北海道：札幌市、旭川市）では、小売市場を許可制としている。</p> <p>（小売市場の定義）</p> <p>①一つの建物であって、②10以上の小売業が入居し、③そのうち政令指定物品（野菜、生鮮魚介類）を販売するものが含まれ、かつ建物内の店舗面積の大部分が50㎡未満に区分されているもの。</p> <p>2 許可等を要する行為<br/>貸し付け又は譲り渡す床面積を増加しようとする行為及び貸付条件又は譲渡条件を変更しようとする行為</p>   |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 審査基準    | <p>第5条第1号～第5号（許可の基準）</p> <p>次の各号に認められる場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>1 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争が過度に行われることとなり、そのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。</p> <p>※ 「おそれ」の判断は基準距離を設定し判断 780m</p> <p>2 貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。</p> <p>※ 借家権利金を受領しないこと及び貸付条件又は譲渡条件が建築費などから見て適正であること。</p> <p>3 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないものであること。</p> <p>4 申請者が法人の場合においてはその法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当するものでないこと。</p> <p>5 申請者が許可の取消を受け、その日から1年を経過しない者であること。</p> <p>第7条第2項（変更の許可等）</p> <p>1 第5条第1号「当該小売市場が開設することにより」とあるのは「申請に係る床面積を増加することにより」と読み替え</p> |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 標準処理期間  | <table><tr><td>総期間</td><td>14日</td></tr><tr><td>経由機関</td><td>2日（札幌市、旭川市）</td></tr><tr><td>協議機関</td><td>10日（札幌市、旭川市）</td></tr><tr><td>処分機関</td><td>2日（石狩振興局、上川総合振興局）</td></tr></table>   | 総期間 | 14日 | 経由機関 | 2日（札幌市、旭川市） | 協議機関 | 10日（札幌市、旭川市） | 処分機関 | 2日（石狩振興局、上川総合振興局） |
| 総期間     | 14日   |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 経由機関    | 2日（札幌市、旭川市）   |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 協議機関    | 10日（札幌市、旭川市）  |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 処分機関    | 2日（石狩振興局、上川総合振興局）   |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 申請先     | 石狩振興局産業振興部商工労働観光課（札幌市経由）<br>（電話番号：011-231-4111（内線）34-421 直通 011-204-5828）<br>上川総合振興局産業振興部商工労働観光課（旭川市経由）<br>（電話番号：0166-46-5943 直通 0166-46-5943）  |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 問い合わせ先  | 同上処分担当課及び申請先  |     |     |      |             |      |              |      |                   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |     |     |      |             |      |              |      |                   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）  |
| 根拠条項    | 第36条第1項   |
| 許認可等の種類 | 商店街振興組合連合会の設立認可   |
| 法令の定め   | 法 第6条、第9条、第11条、第36条<br>施行令（昭和37年政令第321号）第1条第1号～第3号<br>施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第4条  |
| 審査基準    | 法・規則等に係る次の国の解釈通達に準ずる。<br><br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針及び認可基準について（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1605号中小企業庁長官）<br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1077号中小企業指導部長）<br>～ 1 設立認可申請書及び添付資料について<br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和37年9月29日付け37企庁第1157号中小企業指導部長）<br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和37年10月22日付け37企庁第1233号中小企業指導部長） |
| 標準処理期間  | 総期間 15日（注：休日は含まない）<br>経由機関 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）  |
| 根拠条項    | 第55条第5項   |
| 許認可等の種類 | 組合員による役員改選総会招集の承認   |
| 法令の定め   | 法 第55条、第58条第2項、第59条<br>施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第62条  |
| 審査基準    | なし<br><br>(理由)<br>商店街振興組合法第58条第2項、第59条及び同施行規則第62条に審査基準が定められているため  |
| 標準処理期間  | 総期間 6日（注：休日は含まない）<br>経由機関 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 6日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>(電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）  |
| 根拠条項    | 第59条  |
| 許認可等の種類 | 組合員による総会招集の承認   |
| 法令の定め   | 法 第58条第2項、第59条<br>施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第62条   |
| 審査基準    | なし<br><br>(理由)<br>商店街振興組合法第58条第2項、第59条及び同施行規則第62条に審査基準が定められているため  |
| 標準処理期間  | 総期間 6日（注：休日は含まない）<br>経由機関 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 6日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）   |
| 根拠条項    | 第62条第2項  |
| 許認可等の種類 | 定款変更の認可  |
| 法令の定め   | 法 第62条、第36条<br>施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第63条   |
| 審査基準    | 法・規則等に係る次の国の解釈通達に準ずる。<br><br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1077号中小企業指導部長）<br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和37年10月22日付け37企庁第1233号中小企業指導部長） |
| 標準処理期間  | 総期間 6日（注：休日は含まない）<br>経由機関 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 6日（ ）  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））   |
| 申請先     | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>                                    |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）  |
| 根拠条項    | 第73条第3項   |
| 許認可等の種類 | 合併の認可   |
| 法令の定め   | 法 第66条、第67条第1項及び第2項、第73条<br>施行規則（昭和37年通商産業省令第83号）第69条   |
| 審査基準    | 法・規則等に係る次の国の解釈通達に準ずる。<br><br>・商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱いについて<br>（昭和37年9月7日付け昭和37年企庁第1077号中小企業指導部長）<br>～3 合併承認申請書及び添付資料            |
| 標準処理期間  | 総期間 15日（注：休日は含まない）<br>経由機関 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）   |
| 根拠条項    | 第4条第1項  |
| 許認可等の種類 | 商店街整備計画の認定  |
| 法令の定め   | 法 第4条第1項<br>施行令（昭和48年政令第286号）第2条<br>施行規則（昭和48年通商産業省令第100号）第1条   |
| 審査基準    | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領<br>（平成12年5月24日）<br><br>第3 高度化事業計画の種類<br>第4 高度化事業計画の認定手続き等<br>第5 認定事務の処理に関する基本方針<br>第6 商店街整備計画の認定基準 |
| 標準処理期間  | 総期間 20日（注：休日は含まない）<br>経由機関 5日（各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）   |
| 根拠条項    | 第4条第2項  |
| 許認可等の種類 | 店舗等集団化計画の認定   |
| 法令の定め   | 法 第4条第2項<br>施行令（昭和48年政令第286号）第3条<br>施行規則（昭和48年通商産業省令第100号）第3条   |
| 審査基準    | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領<br>（平成12年5月24日）<br><br>第3 高度化事業計画の種類<br>第4 高度化事業計画の認定手続き等<br>第5 認定事務の処理に関する基本方針<br>第7 店舗集団化計画の認定基準 |
| 標準処理期間  | 総期間 20日（注：休日は含まない）<br>経由機関 5日（各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）   |
| 根拠条項    | 第4条第3項  |
| 許認可等の種類 | 共同店舗等整備計画の認定  |
| 法令の定め   | 法 第4条第3項<br>施行令（昭和48年政令第286号）第4条<br>施行規則（昭和48年通商産業省令第100号）第5条   |
| 審査基準    | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領<br>（平成12年5月24日）<br><br>第3 高度化事業計画の種類<br>第4 高度化事業計画の認定手続き等<br>第5 認定事務の処理に関する基本方針<br>第8 共同店舗等整備計画の認定基準 |
| 標準処理期間  | 総期間 20日（注：休日は含まない）<br>経由機関 5日（各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>     |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）  |
| 根拠条項    | 第4条第6項   |
| 許認可等の種類 | 商店街整備等支援計画の認定  |
| 法令の定め   | 法 第4条第6項<br>施行令（昭和48年政令第286号）第8条<br>施行規則（昭和48年通商産業省令第100号）第7条  |
| 審査基準    | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領<br>（平成12年5月24日）<br><br>第3 高度化事業計画の種類<br>第4 高度化事業計画の認定手続き等<br>第5 認定事務の処理に関する基本方針<br>第9 商店街整備等支援計画の認定基準 |
| 標準処理期間  | 総期間 20日（注：休日は含まない）<br>経由機関 5日（各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））   |
| 申請先     | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課   |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>      |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）  |
| 根拠条項    | 第9条第1項  |
| 許認可等の種類 | 認定計画の変更の認定  |
| 法令の定め   | 施行令 第9条第1項<br>施行規則（昭和48年通商産業省令第100号）第2条、第4条、第6条、第8条   |
| 審査基準    | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領（平成12年5月24日）<br><br>第4 高度化事業計画の認定手続き等   |
| 標準処理期間  | 総期間 20日（注：休日は含まない）<br>経由機関 5日（各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 15日（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 申請先     | 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課  |
| 問い合わせ先  | 経済部地域経済局中小企業課商業グループ<br>（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 11 月 25 日作成)

|         |  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
|---------|--|--------------|-------|--------------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-------|-----|
| 法令名     | 信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 根拠条項    | 第 33 条   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 許認可等の種類 | 業務方法書の変更の認可  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 法令の定め   | 法第 33 条、第 51 条<br>施行例（昭和 28 年 9 月 7 日政令第 271 号）第 6 条第 1 項第 2 号<br>施行規則（昭和 28 年 10 月 27 日大蔵省・通商産業省令第 3 号）第 7 条  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 審査基準    | <p>国が策定した次の監督指針に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の策定について<br/>(平成 20 年 6 月 20 日付け金監第 1649 号金融庁監督局長・中小企業庁長官)<br/>(平成 26 年 10 月 10 日付け金監第 2349 号金融庁監督局長・中小企業庁長官【一部改正】)</li> </ul> <p>指針Ⅲ-1-5<br/>信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか。</li> <li>(2) 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか。</li> <li>(3) 同一の中小企業者等に係る保証金額の最高限度を変更する場合には、財務内容の健全性が確保されるとともに、保証利用者の利用機会の公平性を確保する上で問題がないか。</li> <li>(4) 業務方法書の変更が、会長・理事長の選任に関するものである場合には、当該者が信用保証協会の業務運営に係る最高責任者であることから、中小企業分野等に関する識見を有し、原則として、常勤である者とする旨の内容となっているか。また、v-6「役員の選任及び役員の役割等に関する留意事項」の趣旨も踏まえ、関係地方公共団体関係者から選任される場合は、当該者が複数の候補者からの選定や公募等、透明性の高い手続きを経て任命された者から選任が行われるようにしているといった内容となっているか。</li> </ol> |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 標準処理期間  | <table> <tr> <td>総期間</td> <td>1 年・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>1 年・月</td> <td>( )</td> </tr> </table>   | 総期間          | 1 年・月 | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日・月 | ( ) | 協議機関 | 日・月 | ( ) | 処分機関 | 1 年・月 | ( ) |
| 総期間     | 1 年・月  | (注：休日は含まない。) |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 経由機関    | 日・月  | ( )          |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 協議機関    | 日・月  | ( )          |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 処分機関    | 1 年・月  | ( )          |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課金融グループ（電話番号：011-204-5346(ダイヤル))   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 申請先     | 同上（電話番号： ）   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 問い合わせ先  | 同上（電話番号： ）   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 1 1 月 2 5 日作成)

|         |  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
|---------|--|--------------|-------|--------------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-------|-----|
| 法令名     | 信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 根拠条項    | 第 33 条   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 許認可等の種類 | 業務方法書の変更の認可  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 法令の定め   | 法第 33 条、第 51 条<br>施行例（昭和 28 年 9 月 7 日政令第 271 号）第 6 条第 1 項第 2 号<br>施行規則（昭和 28 年 10 月 27 日大蔵省・通商産業省令第 3 号）第 7 条  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 審査基準    | <p>国が策定した次の監督指針に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の策定について<br/>(平成 20 年 6 月 20 日付け金監第 1649 号金融庁監督局長・中小企業庁長官)<br/>(平成 26 年 10 月 10 日付け金監第 2349 号金融庁監督局長・中小企業庁長官【一部改正】)</li> </ul> <p>指針Ⅲ-1-5<br/>信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか。</li> <li>(2) 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか。</li> <li>(3) 同一の中小企業者等に係る保証金額の最高限度を変更する場合には、財務内容の健全性が確保されるとともに、保証利用者の利用機会の公平性を確保する上で問題がないか。</li> <li>(4) 業務方法書の変更が、会長・理事長の選任に関するものである場合には、当該者が信用保証協会の業務運営に係る最高責任者であることから、中小企業分野等に関する識見を有し、原則として、常勤である者とする旨の内容となっているか。また、v-6「役員の選任及び役員の役割等に関する留意事項」の趣旨も踏まえ、関係地方公共団体関係者から選任される場合は、当該者が複数の候補者からの選定や公募等、透明性の高い手続きを経て任命された者から選任が行われるようにしているといった内容となっているか。</li> </ol> |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 標準処理期間  | <table> <tr> <td>総期間</td> <td>1 年・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>1 年・月</td> <td>( )</td> </tr> </table>   | 総期間          | 1 年・月 | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日・月 | ( ) | 協議機関 | 日・月 | ( ) | 処分機関 | 1 年・月 | ( ) |
| 総期間     | 1 年・月  | (注：休日は含まない。) |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 経由機関    | 日・月  | ( )          |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 協議機関    | 日・月  | ( )          |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 処分機関    | 1 年・月  | ( )          |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課金融グループ（電話番号：011-204-5346(ダイヤル))   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 申請先     | 同上（電話番号： ）   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 問い合わせ先  | 同上（電話番号： ）   |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |              |       |              |      |     |     |      |     |     |      |       |     |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第9条の2第7項  |
| 許認可等の種類 | 特定共済組合等が他の事業を行うことの承認  |
| 法令の定め   | 第9条の2第7項<br>第1項第3号の規定により共済事業（組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。 |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）<br>各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法   |
| 根拠条項    | 第9条の2の2第2項   |
| 許認可等の種類 | 団体協約のあっせん又は調停  |
| 法令の定め   | 第9条の2の2第2項<br>行政庁は、前項の申請があった場合において経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかにあっせん又は調停を行うものとする。  |
| 審査基準    | 1 申請のあった紛争の解決が経済取引の公正を確保する上で必要かどうかについて経済取引の実態や事業の適正な確保の必要性等を勘案し、総合的かつ客観的に判断し、第81条の規定により設置する北海道中小企業調停審議会に諮問の上あっせん又は調停を行う。<br>2 次のいずれかの一に該当するときは、あっせん又は調停を拒否する。<br>イ 紛争の当事者間で十分話し合いが行われていないと認められるもの。<br>ロ 具体的な問題点、中小企業者への影響等が不明であると認められるもの。<br>ハ 既にあっせん又は調停が行われた紛争であって、その後特段の事情の変更のないもの。<br>ニ 他の法的措置により、解決を図ることができると認められるもの。<br>ホ その他、あっせん又は調停の申請が不合理と認められるもの。 |
| 標準処理期間  | ○本庁所管分<br>総期間 60日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局 )<br>協議機関 30日(北海道中小企業調停審議会 )<br>処分機関 20日( )<br>○(総合)振興局所管分<br>総期間 65日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 15日(北海道中小企業団体中央会、本庁 )<br>協議機関 30日(北海道中小企業調停審議会 )<br>処分機関 20日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)<br>各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法   |
| 根拠条項    | 第9条の2の3第1項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)   |
| 許認可等の種類 | 組合員以外の者の事業の利用の特例の認可  |
| 法令の定め   | 第9条の2の3第1項<br>事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行っている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が100分の200を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。 |
| 審査基準    | 次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 事業協同組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること。<br>2 組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員が減少していること。<br>3 当該事業の運営に著しい支障が生じていること。<br>4 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、第9条の2第3項ただし書の限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること。<br>5 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること。  |
| 標準処理期間  | ○本庁所管分<br>総期間 27日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )<br>○(総合)振興局所管分<br>総期間 27日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 5日(本庁 )<br>処分機関 17日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第9条の6の2第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）   |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合の共済規程の認可  |
| 法令の定め   | 第9条の6の2第1項<br>事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。   |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）<br>各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第9条の6の2第4項  |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合の共済規程の変更及び廃止の認可   |
| 法令の定め   | 第9条の6の2第4項<br>共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。   |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）<br>各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第27条の2第1項   |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合等の設立の認可   |
| 法令の定め   | 第27条の2第1項<br>発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。  |
| 審査基準    | 次の各号に該当する場合を除き、認可する。<br>○事業協同組合・同連合会、事業協同小組合・同連合会、企業組合を設立の場合(第27条の2第4項に規定)<br>1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。<br>2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。<br>○信用協同組合・同連合会を設立の場合(第27条の2第5項に規定)<br>1 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。<br>2 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。<br>3 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。<br>4 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。<br>○火災共済協同組合・同連合会を設立の場合(第27条の2第6項に規定)<br>1 設立の手續又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。<br>2 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少ないと認められるとき。<br>3 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。<br>4 火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。 |
| 標準処理期間  | ○本庁所管分<br>総期間 27日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )<br>○(総合)振興局所管分<br>総期間 22日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)<br>各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第48条  |
| 許認可等の種類 | 組合員による臨時総会招集の承認   |
| 法令の定め   | 第48条<br>前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たときも同様である。                        |
| 審査基準    | 申請が形式的及び内容的に不法不当であるか否かの事実を審査し、承認について判断する。   |
| 標準処理期間  | ○本庁所管分<br>総期間 24日（注：休日は含まない。）<br>経由機関 10日（北海道中小企業団体中央会、（総合）振興局）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 14日（ ）<br><br>○（総合）振興局所管分<br>総期間 19日（注：休日は含まない。）<br>経由機関 5日（北海道中小企業団体中央会、本庁）<br>協議機関 日（ ）<br>処分機関 14日（ ） |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）<br>各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第51条第2項   |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合等の定款変更の認可   |
| 法令の定め   | 第51条第2項<br>定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。  |
| 審査基準    | 第27条の2第4項から第6項までの規定を準用し、次の各号に該当する場合を除き、認可する。<br>○事業協同組合・同連合会、事業協同小組合・同連合会、企業組合の場合(第27条の2第4項を準用)<br>1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。<br>2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。<br>○信用協同組合・同連合会の場合(第27条の2第5項を準用)<br>1 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。<br>2 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でない認められるとき。<br>3 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でない認められるとき。<br>4 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でない認められるとき。<br>○火災共済協同組合・同連合会の場合(第27条の2第6項を準用)<br>1 設立の手續又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。<br>2 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少ないと認められるとき。<br>3 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でない認められるとき。<br>4 火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でない認められるとき。 |
| 標準処理期間  | ○本庁所管分<br>総期間 27日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )<br>○(総合)振興局所管分<br>総期間 22日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)<br>各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第57条の2  |
| 許認可等の種類 | 火災共済協同組合等の火災共済規程の変更の認可  |
| 法令の定め   | 第57条の2<br>火災共済協同組合又は第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済規程で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。   |
| 審査基準    | 第27条の2第6項の規定を準用し、次の各号に該当する場合を除き、認可する。<br>1 設立の手續又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。<br>2 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少ないと認められるとき。<br>3 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。<br>4 火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。 |
| 標準処理期間  | 総期間 54日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局 )<br>協議機関 30日(経済産業省、財務省 )<br>処分機関 14日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第57条の5  |
| 許認可等の種類 | 共済事業を行う組合等の余裕金の運用の認可  |
| 法令の定め   | <p>第57条の5</p> <p>共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</li><li>2 郵便貯金</li><li>3 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得</li></ol> |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第62条第4項   |
| 許認可等の種類 | 火災共済協同組合等の解散決議の認可   |
| 法令の定め   | 第62条第4項<br>責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。                                      |
| 審査基準    | 事業内容や財政状況など組合の実態や中小企業等に与える影響等を総合的に勘案し、認可について判断する。   |
| 標準処理期間  | 総期間 54日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局)<br>協議機関 30日(経済産業省、財務省)<br>処分機関 14日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法   |
| 根拠条項    | 第66条第1項  |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合等の合併認可   |
| 法令の定め   | 第66条第1項<br>組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。   |
| 審査基準    | <p>第27条の2第4項から第6項までの規定を準用し、次の各号に該当する場合を除き、認可する。</p> <p>○事業協同組合・同連合会、事業協同小組合・同連合会、企業組合の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。</li> <li>2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。</li> </ol> <p>○信用協同組合・同連合会の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。</li> <li>2 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。</li> <li>3 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。</li> <li>4 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。</li> </ol> <p>○火災共済協同組合・同連合会の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設立の手續又は定款、火災共済規程若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。</li> <li>2 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少ないと認められるとき。</li> <li>3 常務に従事する役員が共済事業に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。</li> <li>4 火災共済規程及び事業計画の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。</li> </ol> |
| 標準処理期間  | <p>○本庁所管分</p> <p>総期間 27日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 10日(北海道中小企業団体中央会、(総合)振興局)</p> <p>協議機関 3日(関係各課)</p> <p>処分機関 14日( )</p> <p>○(総合)振興局所管分</p> <p>総期間 22日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会)</p> <p>協議機関 3日(関係各課)</p> <p>処分機関 14日( )</p>  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 第82条の2  |
| 許認可等の種類 | 中小企業団体中央会の認可  |
| 法令の定め   | 第82条の2<br>発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。   |
| 審査基準    | 中小企業の健全な発展を目的に、各都道府県に一個設立される指導連絡団体であることを踏まえ、地域性や公益団体としての適格性、事業・財務内容等を総合的に勘案し、認可について判断する。  |
| 標準処理期間  | 総期間 30日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 10日((総合)振興局 )<br>協議機関 日( )<br>処分機関 20日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 規則第169条第2項  |
| 許認可等の種類 | 説明書類の縦覧開始の延期の承認   |
| 法令の定め   | 規則第169条第2項<br>共済事業を行う組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。                              |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）<br>各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業等協同組合法  |
| 根拠条項    | 規則第187条第3項  |
| 許認可等の種類 | 決算関係書類の提出延期の承認  |
| 法令の定め   | 規則第187条第3項<br>組合又は中央会は、やむを得ない理由により法第105条の2第1項に規定する期間内に前2項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。                      |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）<br>各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第5条の7第2項  |
| 許認可等の種類 | 協業組合の事業転換の認可  |
| 法令の定め   | 第5条の7第2項<br>協業組合は、需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。  |
| 審査基準    | 「協業組合制度の運用について(昭42.10.13、42企庁第1420号)の「2事業の転換の認可」の規定に基づき、次の点を考慮の上認可する。<br>1 需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため、事業の転換を行う必要があると客観的に認められる場合<br><br>なお、事業の転換については、将来、当該転換に比重を移すことを前提として、従来の事業を併せ行うこととしても差し支えない。 |
| 標準処理期間  | 総期間 22日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第5条の17第1項   |
| 許認可等の種類 | 協業組合の設立認可   |
| 法令の定め   | 第5条の17第1項<br>発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。   |
| 審査基準    | 次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 設立の手續又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>2 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。<br>3 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 22日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>                                     |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第5条の23第3項   |
| 許認可等の種類 | 協業組合の組合員による臨時総会の招集承認  |
| 法令の定め   | 第5条の23第3項（中小企業等協同組合法第48条の規定を準用）<br>中小企業等協同組合法第47条第2項の規定を準用し、理事会に総会の招集を請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が議決権の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる議決権を有する組合員の同意を得たときも同様である。 |
| 審査基準    | 申請が形式的及び内容的に不法不当であるか否かの事実を審査し、承認について判断する。   |
| 標準処理期間  | 総期間 22日（注：休日は含まない。）<br>経由機関 5日（北海道中小企業団体中央会）<br>協議機関 日（）<br>処分機関 17日（）  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律  |
| 根拠条項    | 第5条の23第3項  |
| 許認可等の種類 | 協業組合の定款の変更の認可  |
| 法令の定め   | 第5条の23第3項(中小企業等協同組合法第51条の規定を準用)<br>定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。   |
| 審査基準    | 第5条の17第1項の設立認可に係る規定を準用し、次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>2 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。<br>3 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 22日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第5条の23第3項   |
| 許認可等の種類 | 協業組合の余裕金運用の認可   |
| 法令の定め   | <p>第5条の23第3項（中小企業等協同組合法第57条の5の規定を準用）<br/>共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</li><li>2 郵便貯金</li><li>3 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得</li></ol> |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第5条の23第4項   |
| 許認可等の種類 | 協業組合の合併の認可  |
| 法令の定め   | 第5条の23第4項(中小企業等協同組合法第66条の規定を準用)<br>組合の合併については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。   |
| 審査基準    | 第5条の17第2項の規定を準用し、次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>2 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。<br>3 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 20日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 12日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第9条   |
| 許認可等の種類 | 商工組合の特別の地区の承認   |
| 法令の定め   | 第9条<br>1又は2以上の都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができる。ただし、市町村又は特別区の区域内の市街地における一定の地域において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができることとなっており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこととなっている商工組合（以下「商店街組合」という。）を設立する場合その他の場合であつて、政令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたときは、特別の地域を地区とすることができる。  |
| 審査基準    | 次の各号に適合する地域を地区として、商店街組合を設立する場合、地方的な特産物に係る事業を資格事業とする商工組合を設立する場合、その区域内において資格事業を行う者の数が三千を超える都道府県においてその区域の一部を地区とする商工組合を設立する場合、その他特別の地域を商工組合の地区とすることを相当とする特殊の事情がある場合に承認する。<br>1 その地域の全部又大部分が市又は特別区の区域に属するものであること。<br>2 その地域の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会が設立されていないこと。<br>3 その地域の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所が設立されているときは、その地域を地区とする商店街組合が設立されることにより、その商工会議所の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。 |
| 標準処理期間  | 総期間 33日（注：休日は含まない。）<br>経由機関 5日（北海道中小企業団体中央会）<br>協議機関 3日（関係各課）<br>処分機関 25日（）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律  |
| 根拠条項    | 第17条の2第1項  |
| 許認可等の種類 | 商工組合員以外の者の事業利用の特例の認可   |
| 法令の定め   | 第17条の2第1項<br>商工組合は、その所有する施設を用いて行っている前条第2項の事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、同条第4項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて主務大臣の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。 |
| 審査基準    | 次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 商工組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること。<br>2 組合員の脱退その他やむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること。<br>3 当該事業の運営に著しい支障が生じていること。<br>4 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、第17条第3項ただし書きの限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること。<br>5 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること。  |
| 標準処理期間  | 総期間 33日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 25日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律  |
| 根拠条項    | 第33条   |
| 許認可等の種類 | 商工組合連合会の組合員以外の者の事業利用の特例の認可   |
| 法令の定め   | 第33条(第17条の2の規定を準用)<br>商工組合は、その所有する施設を用いて行っている前条第2項の事業について、会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員の脱退その他のやむを得ない事由により会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、同条第3項ただし書に規定する限度を超えて会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて主務大臣の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額の当該事業年度における会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。 |
| 審査基準    | 第17条の2の規定を準用し、次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 商工組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること。<br>2 組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること。<br>3 当該事業の運営に著しい支障が生じていること。<br>4 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、第17条第3項ただし書きの限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること。<br>5 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること。   |
| 標準処理期間  | 総期間 33日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 25日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律  |
| 根拠条項    | 第42条第1項  |
| 許認可等の種類 | 商工組合及び商工組合連合会の設立の認可  |
| 法令の定め   | 第42条第1項<br>発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。  |
| 審査基準    | 次の各号に適合していると認められるときに認可する。<br>1 商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること。<br>2 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>3 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。<br>4 第17条第2項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する共同經濟事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な經營的基礎を有すること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 33日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 25日( )   |
| 処分担当課   | 經濟部地域經濟局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律  |
| 根拠条項    | 第47条第2項  |
| 許認可等の種類 | 商工組合及び商工組合連合会の定款変更の認可  |
| 法令の定め   | 第47条第2項(中小企業等協同組合法第51条第2項の規定を準用)<br>定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。   |
| 審査基準    | 第42条第2項の規定を準用し、次の各号に適合していると認められるときに認可する。<br>1 商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること。<br>2 定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>3 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること。<br>4 第17条第2項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する共同経済事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 33日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 25日( )   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第47条第2項   |
| 許認可等の種類 | 商工組合及び商工組合連合会の組合員による臨時総会招集の承認   |
| 法令の定め   | 第47条第2項（中小企業等協同組合法第48条の規定を準用）<br>理事会に総会の招集を請求した組合員は、請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分之一以上に当る議決権を有する会員）の同意を得たときも同様である。 |
| 審査基準    | 申請が形式的及び内容的に不法不当であるか否かの事実を審査し、承認について判断する。   |
| 標準処理期間  | 総期間 33日（注：休日は含まない。）<br>経由機関 5日（北海道中小企業団体中央会）<br>協議機関 3日（関係各課）<br>処分機関 25日（）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第47条第2項   |
| 許認可等の種類 | 商工組合の余裕金運用の認可   |
| 法令の定め   | <p>第47条第2項（中小企業等協同組合法第57条の5の規定を準用）<br/>共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</li><li>2 郵便貯金</li><li>3 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得</li></ol> |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。   |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定をしていない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第47条第3項   |
| 許認可等の種類 | 商工組合及び商工組合連合会の合併の認可   |
| 法令の定め   | 第47条第3項(中小企業等協同組合法第66条の規定を準用)<br>組合の合併については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。   |
| 審査基準    | 第42条第2項の規定を準用し、次の各号に適合していると認められるときに認可する。<br>1 商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること。<br>2 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>3 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。<br>4 第17条第2項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する共同經濟事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な經營的基礎を有すること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 33日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 25日( )  |
| 処分担当課   | 經濟部地域經濟局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第95条第4項   |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可  |
| 法令の定め   | 第95条第4項<br>理事は、第1項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。  |
| 審査基準    | 第5条の17第2項の規定を準用し、次に示す条件を満たした場合に認可する。<br>1 定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>2 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。<br>3 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 23日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 4日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第96条第5項   |
| 許認可等の種類 | 商工組合から事業協同組合への組織変更の認可   |
| 法令の定め   | 第96条第5項<br>理事は、第1項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。                                       |
| 審査基準    | 次に示す要件を満たした場合に認可する。<br>1 第17条第2項の共同経済事業を行っていること。<br>2 中小企業等協同組合法第7条第1項又は第2項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となっていること。<br>3 組合員の全部に出資をさせていること。       |
| 標準処理期間  | 総期間 23日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 4日(関係各課 )<br>処分機関 14日( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業団体の組織に関する法律   |
| 根拠条項    | 第97条第2項   |
| 許認可等の種類 | 事業協同組合から商工組合への組織変更の認可   |
| 法令の定め   | 第97条第2項(第96条第5項の規定を準用)<br>理事は、第1項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。   |
| 審査基準    | 第42条第2項の規定を準用し、次の各号に適合していると認められるときに認可する。<br>1 商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること。<br>2 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。<br>3 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。<br>4 第17条第2項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する共同經濟事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な經營的基礎を有すること。 |
| 標準処理期間  | 総期間 33日(注:休日は含まない。)<br>経由機関 5日(北海道中小企業団体中央会 )<br>協議機関 3日(関係各課 )<br>処分機関 25日( )  |
| 処分担当課   | 經濟部地域經濟局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月31日作成)

|        |   |
|--------|---|
| 法令名    | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律   |
| 根拠条項   | 第12条第1項   |
| 許可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定  |
| 法令の定め  | 第12条第1項<br>次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、都道府県知事の認定を受けることができる。  |
| 審査基準   | 次に示す事項に該当することについて認定する。<br>一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であった者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。<br>二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2月（注：休日は含まない。）<br>協議機関 月（ ）<br>処分機関 2月（ ）   |
| 処分担当課  | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）  |
| 申請先    | 同上  |
| 問い合わせ先 | 同上  |
| 備考     |   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月31日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  |
| 根拠条項    | 第12条第13項   |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第13項の規定による確認（施行規則等の一部を改正する省令（平成25年経済産業省令第35号）附則第2条第3号の規定による改正前のもの：旧制度が適用されている者） |
| 法令の定め   | 第12条第13項<br>第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であって次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて北海道知事に提出しなければならない。            |
| 審査基準    | 次に示す事項について確認する。<br>1 年次報告書<br>2 随時報告書<br>3 吸収合併報告<br>4 株式交換報告<br>5 臨時報告  |
| 標準処理期間  | 総期間 2月（注：休日は含まない。）<br>経由機関 月（ ）<br>協議機関 月（ ）<br>処分機関 2月（ ）   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      |  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月31日作成)

|         |   |    |              |
|---------|---|----|--------------|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則   |    |              |
| 根拠条項    | 第12条第14項  |    |              |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の規定による確認   |    |              |
| 法令の定め   | <p>第12条第14項</p> <p>都道府県知事は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号までに該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九条第四項各号のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号に該当すること、第十項の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号（第二十二号を除く。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者（第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併存続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等）に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。</p> |    |              |
| 審査基準    | <p>次に示す事項について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年次報告書</li> <li>2 随時報告書</li> <li>3 吸収合併報告</li> <li>4 株式交換報告</li> <li>5 臨時報告</li> </ol>   |    |              |
| 標準処理期間  | 総期間   | 2月 | (注：休日は含まない。) |
|         | 経由機関  | 月  | ( )          |
|         | 協議機関  | 月  | ( )          |
|         | 処分機関  | 2月 | ( )          |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）  |    |              |
| 申請先     | 同上  |    |              |
| 問い合わせ先  | 同上  |    |              |
| 備考      |   |    |              |



|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  |
| 根拠条項    | 第13条第1項  |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定による確認   |
| 法令の定め   | <p>第13条第1項</p> <p>特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。</p>   |
| 審査基準    | <p>次に示すいずれかに該当する場合は、認定する。</p> <p>一 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等が中小企業者であること。</p> <p>二 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。</p> <p>三 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>五 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。</p> <p>六 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。</p> <p>七 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。</p> <p>八 当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であって、当該相続の開始の時ににおいて、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。</p> <p>九 当該特別贈与認定中小企業者等が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時ににおいて当該株式を当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者以外</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | の者が有していないこと。   |
| 標準処理期間      | 総 期 間                                    2 月   （注：休日は含まない。）<br>経 由 機 関                                    月   （                                    ）<br>協 議 機 関                                    月   （                                    ）<br>処 分 機 関                                    2 月   （                                    ） |
| 処 分 担 当 課   | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）   |
| 申 請 先       | 同上   |
| 問 い 合 わ せ 先 | 同上   |
| 備 考         |  |

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則   |
| 根拠条項    | 第13条の2第1項   |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第1項の規定による確認  |
| 法令の定め   | <p>第13条の2第1項</p> <p>特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者（以下「災害等特例中小企業者」と総称する。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。</p>  |
| 審査基準    | <p>次に示すいずれかに該当する場合は、確認する。</p> <p>一 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。</p> <p>二 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。</p> <p>三 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者及び特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。</p> <p>イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること。</p> <p>（1）当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの（以下イ及び次項において「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。</p> <p>（2）当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。</p> <p>ロ 当該災害等特例中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。</p> <p>（1）中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日か</p> |

ら同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

四 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者及び特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イ及びロに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること。

(1) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

(2) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。

ロ 当該災害等特例中小企業者のイ（1）の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の九十未満であること。

ハ 当該災害等特例中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

五 当該災害等特例中小企業者が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。

(2) 当該災害等特例中小企業者が、同法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その



|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則   |
| 根拠条項    | 第16条第1項   |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1項の規定による確認  |
| 法令の定め   | <p>第16条第1項</p> <p>中小企業者は、前条第一号から第五号までに掲げる要件（前条第六号の新たに特定後継者となることを見込まれる者がいる場合にあつては、同条第一号から第六号までに掲げる要件）のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。</p>   |
| 審査基準    | <p>次に示す事項に該当する場合は、確認する。</p> <p>一 当該中小企業者が会社であること。</p> <p>二 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。</p> <p>三 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」という。）がいること。</p> <p>イ 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの</p> <p>ロ 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの</p> <p>四 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特定代表者」という。）がいること。</p> <p>イ 当該中小企業者の代表者（前号イの代表者又はロの他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。</p> <p>(2) 当該代表者が、代表者である時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。</p> <p>ロ 当該中小企業者の代表者であった者であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 当該代表者であった者が、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数</p> |

|        |   |              |     |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
|--------|---|--------------|-----|--------------|---|------|---|---|---|------|---|---|---|------|-----|---|---|
|        | <p>がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。</p> <p>(2) 当該代表者であった者が、代表者であった時において、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。</p> <p>五 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。</p> <p>六 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることを見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。</p> |              |     |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 標準処理期間 | <table border="0"> <tr> <td>総 期 間</td> <td>2 月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>2 月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> </table>   | 総 期 間        | 2 月 | (注：休日は含まない。) | ) | 経由機関 | 月 | ( | ) | 協議機関 | 月 | ( | ) | 処分機関 | 2 月 | ( | ) |
| 総 期 間  | 2 月   | (注：休日は含まない。) | )   |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 経由機関   | 月   | (            | )   |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 協議機関   | 月   | (            | )   |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 処分機関   | 2 月   | (            | )   |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 処分担当課  | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）  |              |     |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 申請先    | 同上  |              |     |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 問い合わせ先 | 同上  |              |     |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |
| 備考     |   |              |     |              |   |      |   |   |   |      |   |   |   |      |     |   |   |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 29 年 3 月 31 日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則   |
| 根拠条項    | 第 17 条第 1 項   |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項の規定による変更の確認   |
| 法令の定め   | 第 17 条第 1 項<br>前条第一項の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあっては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。 |
| 審査基準    | 次に示す事項について確認する。<br>1 第 16 条第一項の確認を受けた中小企業者の特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者への変更  |
| 標準処理期間  | 総期間 1 月 (注：休日は含まない。)<br>経由機関 月 ( )<br>協議機関 月 ( )<br>処分機関 1 月 ( )  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ (電話番号：011-204-5331)   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      |   |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年3月31日作成)

|         |  |    |              |
|---------|--|----|--------------|
| 法令名     | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  |    |              |
| 根拠条項    | 第17条第2項  |    |              |
| 許認可等の種類 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項の規定による変更の確認                                    |    |              |
| 法令の定め   | 第17条第2項<br>前条第一項の確認を受けた中小企業者は、第十五条第一項第五号の具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。 |    |              |
| 審査基準    | 次に示す事項について確認する。<br>1 第十六条第一項の確認を受けた中小企業者の第十五条第一項第五号の具体的な計画の変更                    |    |              |
| 標準処理期間  | 総期間  | 1月 | (注：休日は含まない。) |
|         | 経由機関   | 月  | ( )          |
|         | 協議機関   | 月  | ( )          |
|         | 処分機関   | 1月 | ( )          |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ (電話番号：011-204-5331)                                      |    |              |
| 申請先     | 同上   |    |              |
| 問い合わせ先  | 同上   |    |              |
| 備考      |  |    |              |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|        |  |
|--------|--|
| 法令名    | 商工会法（昭和35年法律第89号）  |
| 根拠条項   | 法第44条第2項   |
| 許可等の種類 | 商工会の定款変更の認可<br>（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたる場合）   |
| 法令の定め  | 法第44条第2項<br>会長は、総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添付して、経済産業大臣（知事）に定款の変更の認可を申請しなければならない。   |
| 審査基準   | ① 第44条第2項の規定に従った手続きが適正になされていること。<br>② 法施行規則第4条1項及び第5条の規定に従った手続きが適正になされていること。<br>③ 変更しようとする事項及び変更の理由が適正なものであること。<br>④ 法第28条に規定する事項が変更後の定款に適正に記載されていること。<br>⑤ 変更後の定款が法第3条の目的、法第6条の原則と適合しているとともに法令に違反しないものであること。<br>⑥ 変更後の定款が法第7条の規定と適合していること。<br>⑦ 定款の変更に伴い事業の内容が変更又は追加される場合にあっては、その事業の実施に要する経済的基礎の有無及びその事業の実施に伴い会員が法第13条本文に規定する者の2分の1未満になるおそれの有無。 |
| 標準処理期間 | 総期間 24日・丹 （注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月 （ ）<br>協議機関 日・月 （ ）<br>処分機関 24日・丹 （ ）   |
| 処分担当課  | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先    | 同上   |
| 問い合わせ先 | 同上   |
| 備考     | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|        |   |
|--------|---|
| 法令名    | 商工会法（昭和35年法律第89号）   |
| 根拠条項   | 法第55条の15  |
| 許可等の種類 | 商工会連合会の設立の認可  |
| 法令の定め  | 法第23条第1項<br>発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添付して、経済産業大臣（知事）に設立の認可を申請しなければならない。<br><br>法第55条の15<br>法第22条、第23条第1項及び第2項（第5号を除く。）並びに第24条から第27条までの規定は、連合会の設立について準用する。 |
| 審査基準   | 法第23条第2項に規定するとおりとする。<br><br>ただし、第23条第2項第2号中「第13条本文に規定する者の2分の1以上」とあるのは「第55条の10第1項に規定する者の2分の1以上」と、同項第3号中「その地区内の商工業の総合的な改善発達」とあるのは「商工会の健全な発達」と読み替えるものとする。                                      |
| 標準処理期間 | 総期間 50回・月（注：休日は含まない。）<br>経由期間 日・月（ ）<br>協議期間 日・月（ ）<br>処分期間 50回・月（ ）  |
| 処分担当課  | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）  |
| 申請先    | 同上  |
| 問い合わせ先 | 同上  |
| 備考     | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

|         |   |   |              |
|---------|---|---|--------------|
| 法令名     | 商工会法（昭和35年法律第89号）   |   |              |
| 根拠条項    | 法第58条第4項  |   |              |
| 許認可等の種類 | 商工会連合会の会員による総会招集の承認   |   |              |
| 法令の定め   | <p>法第42条第2項<br/>会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から3週間以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>法第42条第5項<br/>第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣（知事）の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行うものがない場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p> <p>法第58条第4項<br/>第41条から第45条まで、第46条第1号、第2号及び第4号（全国連合会にあつては、第1号及び第2号）並びに第46条の2から第47条までの規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第44条第4項中「第23条第2項及び第3項並びに」とあるのは、「第55条の15において準用する第23条第2項（第5号を除く。）及び」と読み替えるものとする。</p> |   |              |
| 審査基準    | <p>① 法施行規則第3条の規定に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>② 会議の目的たる事項及び招集の請求の理由が適正なものであること。</p> <p>③ 法第42条第2項の規定に基づく総会招集の請求がなされた日から現在までに所定の期間が経過していること。</p> <p>④ 総会招集の手続きが行われないことについての理由の確認。</p> <p>⑤ 会長の職務を行うものがないとして会員から総会招集の請求が行われた場合においては、以上の①②及び④に加え、会長の職務を行う者の有無及びその見通し、総会員の5分の1以上の同意を得ている事実の確認。</p>  |   |              |
| 標準処理期間  | 総期間   | 7日・丹  | （注：休日は含まない。） |
|         | 経由機関  | 日・月   | （ ）          |
|         | 協議機関  | 日・月   | （ ）          |
|         | 処分機関  | 7日・丹  | （ ）          |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）  |   |              |
| 申請先     | 同上  |   |              |
| 問い合わせ先  | 同上  |   |              |
| 備考      | 公表アドレス  | <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |              |

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 商工会法（昭和35年法律第89号）   |
| 根拠条項    | 法第58条第4項  |
| 許認可等の種類 | 商工会連合会の定款変更の認可  |
| 法令の定め   | <p>法第44条第2項<br/>会長は、総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添付して、経済産業大臣（知事）に定款の変更の認可を申請しなければならない。</p> <p>法第58条第4項<br/>第41条から第45条まで、第46条第1号、第2号及び第4号（全国連合会にあつては、第1号及び第2号）並びに第46条の2から第47条までの規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第44条第4項中「第23条第2項及び第3項並びに」とあるのは、「第55条の15において準用する第23条第2項（第5号を除く。）及び」と読み替えるものとする。</p>   |
| 審査基準    | <p>① 第44条第2項の規定に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>② 法施行規則第4条1項及び第5条の規定に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>③ 変更しようとする事項及び変更の理由が適正なものであること。</p> <p>④ 法第28条に規定する事項が変更後の定款に適正に記載されていること。</p> <p>⑤ 変更後の定款が法第3条の目的、法第6条の原則と適合しているとともに法令に違反しないものであること。</p> <p>⑥ 変更後の定款が法第7条の規定と適合していること。</p> <p>⑦ 定款の変更に伴い事業の内容が変更又は追加される場合にあつては、その事業の実施に要する経済的基礎の有無及びその事業の実施に伴い会員が法第13条本文に規定する者の2分の1未満になるおそれの有無。</p> |
| 標準処理期間  | <p>総期間 24日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 24日・丹（ ）</p>   |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|        |  |
|--------|--|
| 法令名    | 商工会法（昭和35年法律第89号）  |
| 根拠条項   | 法第58条第6項   |
| 許可等の種類 | 商工会連合会の財産処分方法の認可   |
| 法令の定め  | 法第54条第1項<br>清算人は、財産処分の方法を定め、総会の決議を経て、経済産業大臣（知事）の認可を受けなければならない。<br><br>法第58条第6項<br>法第52条から第55条まで（法第52条第1項第2号及び第52条の2から第52条の7までを除く。）の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。 |
| 審査基準   | ① 法施行規則第9条の規定に従った手続が適正になされていること。<br><br>② 財産処分の方法が法第54条第3項の規定に適合しているとともにその他法令に反しないこと。  |
| 標準処理期間 | 総期間 7日・丹（注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月（ ）<br>協議機関 日・月（ ）<br>処分機関 7日・丹（ ）   |
| 処分担当課  | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先    | 同上   |
| 問い合わせ先 | 同上   |
| 備考     | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>                 |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 0 月 2 0 日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 商工会法（昭和 3 5 年法律第 8 9 号）  |
| 根拠条項    | 法第 5 8 条第 6 項  |
| 許認可等の種類 | 商工会連合会の財産処分方法の認可<br>（議決が不可能な場合）  |
| 法令の定め   | <p>法第 5 4 条第 2 項<br/>総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣（知事）の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。</p> <p>法第 5 8 条第 6 項<br/>法第 5 2 条から第 5 5 条まで（法第 5 2 条第 1 項第 2 号及び第 5 2 条の 2 から第 5 2 条の 7 までを除く。）の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。</p>                            |
| 審査基準    | <p>① 施行規則第 9 条の規定に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>② 財産処分の方法を定めるに当たって、議会の議決が行われていない期間及びその理由又はすることができない理由及び今後の見通し。</p> <p>③ 財産処分の方法が法第 5 4 条第 3 項の規定に適合しているとともにその他法令に反しないこと。</p>  |
| 標準処理期間  | <p>総 期 間                    1 5 日・丹   （注：休日は含まない。）</p> <p>  経由機関                    日・月   （                    ）</p> <p>  協議機関                    日・月   （                    ）</p> <p>  処分機関                    1 5 日・丹   （                    ）</p> |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 商工会議所法（昭和28年法律第143号）   |
| 根拠条項    | 法第7条第2項  |
| 許認可等の種類 | 特定商工業者の該当基準の引上げの許可   |
| 法令の定め   | <p>法第7条第2項</p> <p>この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで6月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣（知事）の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者</p> <p>二 基準日における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣（知事）の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者</p> |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。  |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定していない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 商工会議所法（昭和28年法律第143号）   |
| 根拠条項    | 法第10条第2項   |
| 許認可等の種類 | 法定台帳の作成期間の延長   |
| 法令の定め   | 法第10条第2項<br>経済産業大臣（知事）は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認められるときは、商工会議所の申請に基づいて、前項に規定する期間の延長をすることができる。   |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。  |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定していない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

|                  |   |
|------------------|---|
| 法 令 名            | 商工会議所法（昭和 2 8 年法律第 1 4 3 号）   |
| 根 拠 条 項          | 法第 1 2 条第 1 項   |
| 許 認 可 等<br>の 種 類 | 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可   |
| 法令の定め            | <p>法第 1 2 条第 1 項</p> <p>商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令に定めるところにより、経済産業大臣（知事）の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p>  |
| 審 査 基 準          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 負担金賦課の許可については、商工会議所法施行令第 4 条に定める基準による。</li> <li>2 負担金をもって充てることのできる経費は、当該事業年度の法定台帳の作成、管理及び運用に必要な経費である。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として徴収することは認められない。</li> <li>3 法第 1 2 条第 2 項の「特定商工業者の過半数の同意」については次による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 負担金の賦課に関する特定商工業者の同意は、書面により何年度において金何円（又は後に減額する場合の便宜のため金何円以内）の負担金を賦課することを明示して求めなければならない。</li> <li>(2) 同意を、数年度分まとめて求めることは認めることとする。その場合においては、各年度について、それぞれ金額を明示し、5 年分程度以内とすることが適当である。</li> <li>(3) なお、従来から負担金を納入してきた特定商工業者に関しては、同意を求める事業年度を明示するとともに、異議ある場合における異議の回答をなすべき期限（原則として 1 箇月以上）及びその期限までに異議の回答がなければ、同意したものと見なす旨明示して同意を求めた後、その期限までに異議がある旨の回答がない限り、これを同意したものとみなして処理することを認めることとする。</li> </ol> </li> <li>4 許可の申請は、規則第 4 条に基づき、規則様式第 4 によるが、「負担金の総額」は、概算金額によらず、特定商工業者の総数に、特定商工業者 1 人当たりの負担金の額を乗じて得た額を記載する。</li> <li>5 規則第 4 条第 3 号の「法律 1 2 条第 2 項の特定商工業者の過半数の同意を得たことを証する書面」は、特定商工業者に負担金を賦課することに関し、特定商工業者の過半数の同意を得たことについて、商工会議所がすべての責任を負う旨及び特定商工業者数の調査についても同様に責任を負う旨を記載した書面とする。</li> <li>6 規則第 4 条に定める添付書類のほか、次の事項を記載した書面の提出を求め、これを審査の参考とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地区の概況</li> <li>(2) 法定台帳の作成又は訂正計画</li> <li>(3) 会員総数及び会員である特定商工業者数</li> <li>(4) 基準日における主たる事務所の所在する市町村の人口（調査の根拠を付</li> </ol> </li> </ol> |



(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 商工会議所法（昭和28年法律第143号）  |
| 根拠条項    | 法第46条第2項  |
| 許認可等の種類 | 定款変更の認可   |
| 法令の定め   | 法第46条第2項<br>会頭は、議員総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添付して経済産業大臣（知事）に提出し、その認可を申請しなくてはならない。   |
| 審査基準    | ① 変更手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。<br>② その変更がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。<br>③ 変更しようとする商工会議所が第8条第3項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その変更が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。 |
| 標準処理期間  | 総期間 20〈50〉日・丹（注：休日は含まない。）<br>経由期間 日・丹（ ）<br>協議期間 0〈30〉日・月（関係市町村 ）<br>処分期間 20〈50〉日・丹（ ）<br>注）〈 〉書きは、市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の変更に係るものに係る期間である。                       |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）  |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>                              |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年10月20日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 商工会議所法（昭和28年法律第143号）   |
| 根拠条項    | 法第60条第2項   |
| 許認可等の種類 | 商工会議所の解散の認可  |
| 法令の定め   | 法第60条第2項<br>会頭は、議員総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添付して経済産業大臣（知事）に提出し、解散の認可を申請しなければならない。                                       |
| 審査基準    | 過去に申請の実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であることから、個々の事案ごとに判断することとしている。  |
| 標準処理期間  | 審査基準を設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であることから、設定していない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a> |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 0 月 2 0 日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律<br>(平成 5 年法律第 5 1 号)  |
| 根拠条項    | ①法第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項<br>②法第 6 条第 1 項   |
| 許認可等の種類 | ①事業継続力強化支援計画の認定<br>②事業継続力強化支援計画の変更認定   |
| 法令の定め   | <p>①法第 5 条第 1 項、施行令第 1 条</p> <p>商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業（以下「事業継続力強化支援事業」という。）についての計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>法第 5 条第 2 項</p> <p>2 以上の商工会又は商工会議所（同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。）がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該 2 以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村（当該都道府県の区域内にあるものに限る。）と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。</p> <p>法第 5 条第 3 項</p> <p>商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。</p> <p>②法第 6 条第 1 項、施行令第 4 条</p> <p>前条第 1 項の認定を受けた商工会及び商工会議所は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> |
| 審査基準    | 申請に対する処分を行うに当たっての審査基準は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」、「同法施行規則」、同法第 3 条の規定に基づく「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」（別紙）に定めるとおりとする。   |
| 標準処理期間  | 審査は、認定年度に申請のあった計画について一括して行うため、その申請数等によって審査に要する期間が変動する場合が想定されることから、標準処理期間は設定していない。  |
| 処分担当課   | 経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）   |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | 公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</a>   |

(別紙)

## ■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

(令和元年7月12日経済産業省告示第60号) (抄)

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

### 第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。

小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)第十三条に基づき平成二十六年に定められ、令和元年に変更された小規模企業振興基本計画では、小規模事業者の振興に関する施策を講じる際の目標を定めている。とりわけ「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、小規模事業者をめぐる構造変化に対し潜在的な対応力を最大限発揮するため、自らの強みを把握した上で、需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進することとしており、商工会又は商工会議所が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下「経営改善普及事業」という。)を行うに当たっては、経理、税務等に関する指導・助言等の経営改善指導のみならず、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等の経営の発達に資する支援を行っていくことが求められている。

また、近年、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が多発しており、今後も、気候変動により災害リスクの増加が想定されていることを踏まえれば、商工会又は商工会議所による経営改善普及事業として、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)が事業活動に与える影響の認識、損害保険の加入を含めた事前対策など、小規模事業者に対して自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ること(以下「事業継続力強化」という。)を促すことが極めて重要である。なお、大規模な自然災害等が発生した場合には、商工会又は商工会議所による広域的な対応が必要になることも想定されることから、当該商工会又は商工会議所の地区を越えた連携体制についても予め検討することが望ましい。

加えて、商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体が講じる商工行政と調和した経営改善普及事業を実施することが求められる。また、商工会及び商工会議所、国、地方公共団体、支援機関がそれぞれ役割を分担するのではなく、地域経済や産業の発展に向けて、関係者が一体となった経営改善普及事業の実施体制を構築することが求められる。

1～2. (略)

### 第二 (略)

### 第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者が事業活動を継続するに当たっては、自然災害等の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことによる事業継続力強化が必要である。

他方、小規模事業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、小規模事業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、経営改善普及事業を行う商工会及び商工会議所による働きかけや支援が重要となる。

商工会及び商工会議所が事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業を行うに当たっては、自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員企業が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等を通じ、地区の小規模事業者の事業継続力強化に資する支援を行っていくことが求められる。

なお、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。

## 1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (2) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (3) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。）及び連携事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十二条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。）や事業継続計画（BCP）の策定に関する指導及び助言
- (4) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- (6) 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

## 2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

### (1) 目標の設定

商工会又は商工会議所の地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）の地域防災計画を踏まえつつ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、地区の商工業の経営状況等を踏まえつつ、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生

時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速かつ円滑に進め、自然災害等発生後における地域経済機能の維持を意識した目標を設定すること。

### (2) 実施期間

商工会又は商工会議所は、自ら設定した（1）の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。

なお、事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましい。

### (3) 実施体制

事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、



小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設けるものとする。同時に、被害状況の把握・報告等の自然災害等発生時における業務に係る実効性を向上させるため、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画についても作成し、必要に応じて当該計画に係る訓練を実施するものとする。加えて、少なくとも年に1回程度、事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しを行うものとする。

併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する職員をいう。）の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

#### （４） 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を地域全体で一体的かつ円滑に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換に努めるものとする。

また、それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。小規模事業者においては、事業継続力強化のため、他社と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。これらの取組を進めるには、商工会又は商工会議所による連携事業継続力強化の取組を組成するための斡旋・情報交換の場の設定などや、複数の商工会または商工会議所が連携してこれらの取組を図ることも有効である。

#### 第四～第七 （略）